**主** 文

- ー 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 請求

一 被告が平成八年四月二六日付けで原告Aの平成五年一〇月一九日相続開始に係る相続税についてした更正のうち、課税価格四六二七万三〇〇〇円、納付すべき税額一五三三万八八〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。二 被告が平成八年四月二六日付けで原告Bの平成五年一〇月一九日相続開始に係る相続税についてした更正のうち、課税価格四億八四六八万九〇〇〇円、納付すべき税額一億〇五〇六万二八〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

三 被告が平成八年四月二六日付けで原告Cの平成五年一〇月一九日相続開始に係る相続税についてした更正のうち、課税価格七四七万九〇〇〇円、納付すべき税額 ニ三〇万九〇〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

四 被告が平成八年四月二六日付けで原告Dの平成五年一〇月一九日相続開始に係る相続税についてした更正のうち、課税価格三八六一万〇〇〇円、納付すべき税額八〇八万一七〇〇円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。 第二 事案の概要

本件は、平成五年一〇月一九日に死亡したEの共同相続人である原告らが相続税の申告をしたところ、右申告に係る課税価格の計算において、訴外フォーエスキャピタル株式会社(平成九年一一月四日「明星キャピタル株式会社」に商号変更。以下「本件会社」という。)の株式(以下「本件株式」という。)の価額が過小に評価されていることを理由として、被告が原告らに対して、いずれも平成八年四月二六日付けで更正及びこれに対する過少申告加算税賦課決定(以下あわせて「本件各処分」という。)を行ったのに対して、原告らが前記第一のとおり申告額を超える部分に係る本件各処分の取消しを求める事案である。

ー 関係法令等の定め

1 相続税法(平成六年法律第二三号による改正前のもの。以下「法」という。) 二二条によれば、相続により取得した財産の価額は、原則として、当該財産の取得の時における時価によるものとされている。

2 右の価額の評価に関しては、財産評価基本通達(昭和三九年四月二五日付け直 資五六、直審(資)一七(平成六年二月一五日付け課評二—二ほかによる改正前の もの)。以下「評価基本通達」という。)が定められて いる。

評価基本通達において、「時価」とは、相続により財産を取得した日等の課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に成立すると認められる価額をいい、その価額は、評価基本通達の定によって評価した価額によるとされているが(評価基本通達一(2))、評価基本通達の定によって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価するとされている(評価基本通達六)。

また、評価基本通達において、株式の価額は、銘柄の異なるごとに一株ごとに評価することとされ(評価基本通達一六八)、取引相場のない株式(上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいう。以下同じ。)の価額は、原則として、評価しようとする株式の発行会社(以下「評価会社」という。)を事業規模に応じて大会社、中会社、小会社に区分し(評価基本通達一七八)、それぞれの区分に応じて、評価するものとされている(評価基本通達一七九)。

もっとも、同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式については、「配当還元方式」(株価構成要素のうち配当金だけに着目して、配当金を収益還元することによりその元本である株式の価額を算出する方法)により評価することとされている(評価基本通達一八八、一八八—二)。右の場合における同族株主とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者(法人税法施行令四条に規定する特殊の関係のある個人または法人)の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の三〇パーセント(その評価会社の株主のうち、株主の一人及びその同族関係者の有する株式の合計数が最も多いグループの有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の五〇パーセント以上である会社にあっては、五〇パーセント)以上である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう(評価基本通達一八八(1))。

- 二 前提事実 (争いのない事実及び証拠により認められる事実)
- 1 当事者等(乙二ないし二二、二三の2)

(一) 原告らは、訴外F及び訴外Gとともに亡Eの共同相続人であるが、原告ら以外の共同相続人は、相続財産を取得していない。

(二) 本件会社は、株式、債権等の有価証券並びに出資金に対する投資業務、企業経営に関するコンサルティング等を目的とする株式会社であり、平成三年八月 二六日以降税理士のHが代表取締役に就任している。

株式会社ヤムヤーゼ(以下「ヤムヤーゼ」という。)は、有価証券の保有、運用、投資等を目的とする株式会社であり、同社は、本件会社の発行済株式数の半数以上を保有し、本件会社に出資した株主がその株式を売却する際に同株式の買取りを行っていた。Hはヤムヤーゼの代表取締役であり、かつ、筆頭株主である。

本件会社は、Hが代表取締役を務める日本スリーエス株式会社(以下「日本スリーエス」という。)を中心とするスリーエスグループに属しており、日本事業承継コンサルタント協会の事業を援助する賛助会員となっている。

2 本件会社の事業活動(乙二三の1)

(一) 本件会社は、劣後株式を発行し、これを本件会社の関連会社であるヤムヤーゼにすべて引き受けさせて、常に、ヤムヤーゼが本件会社の発行済株式総数の五〇パーセント以上の株式を保有している状態を維持し、普通株式を所有する出資者が常に本件株式を配当還元方式で評価することができるように株式数を調整していた。

(二) 本件会社への出資者は、Hが本件会社への出資について説明を行った日本 事業承継コンサルタント協会の会員である税理士等の紹介によっていた。

(三) 出資の希望があった場合には、まず、出資希望者に対し出資の趣旨説明がなされたが、その際には、①本件株式が将来公開された場合にキャピタルゲインが得られること、②ヤムヤーゼが常に本件会社の株式を五〇パーセント以上所有しているので、出資者は必ず少数株主になることから、相続税及び贈与税の課税価格計算上、本件株式は、配当還元方式により評価できるので、購入価格に比して、評価額が低くなり、節税対策になると説明された。

また、出資者が本件株式の売却を希望したときには、まず、その株式の購入希望者を探し、購入希望者がみつからない場合は、ヤムヤーゼをはじめとする日本スリーエスグループ関連会社で買い取ることとし、関連会社で買い取ることができない場合は、本件会社の減資により対応する目説明された。

そして、本件会社は、株主の投資額の八〇パーセント以上は事実上元本回収が確実な定期預金や国債等に投資していた(乙二三の1、4、二六の1、弁論の全趣旨)。

なお、説明にあたって使用されたパンフレット等には、「また、財政基盤が安定するまで、投資額の八〇パーセント以上は事実上元本の回収が確実な投資に限定いたします。」(乙二三の4、二六)、「株主の皆様が株式の売却を希望された時に購入希望者がいない場合にもこの財産の処分でご希望に応じる事ができるものと考えております。」(乙二三の5、二七)、「キャピタル株の過半数はスリーエスグループが所有している為、資産家のみなさまは少数株主になりますので、評価額は低くなります。」(乙二七)との記載がある。

(四) そして、本件会社は、出資希望者の資産状況に応じて、出資金額及び出資株数を決定し、それに基づき、増資による本件株式の割当てを行っていた。なお、右割当てによる方法以外に、出資者がヤムヤーゼから本件株式を購入する方法が採られることもあった。

本件会社が出資者に対して増資により本件株式の割当てを行う際の引受価額(又は出資者がヤムヤーゼから本件株式を購入する際の一株当たりの購入価額)は、引受日(又は購入日)の属する月の前月末現在における一株当たりの時価純資産価額とされていた。

右一株当たりの時価純資産価額は、具体的には、各月末時における本件会社の純資産(資産から負債を控除したもの)の金額から、劣後株式の発行済株式数に額面金額五〇円を乗じて算出した金額を控除し、その差額を普通株式の発行済株式数で除して算出されたものである。

(五) 出資者が、本件株式の売却を希望する場合には、出資者が売却する場合における一株当たりの価額も、同様に、原則として、売却する日の属する月の前月末現在における一株当たりの時価純資産価額によることとされていた。

ヤムヤ―ゼは、本件会社の劣後株式を取得する場合には自己資金により取得資金

を調達していたが、普通株式を取得する場合には本件会社等の関連法人からの借入金により取得資金を調達していた。そして、ヤムヤーゼが取得した右普通株式については、本件会社が減資してヤムヤーゼに減資払戻金を取得させ、ヤムヤーゼが右借入金を返済することができる仕組みが採られていた。なお、ヤムヤーゼは、右普通株式を出資者に購入させる場合もあった。

3 亡Eの本件株式の取得から本件各処分に至るまでの経緯

(一) 亡日は、平成四年当時、九〇歳を越える年齢であったが、その所有する土地が区画整理事業の対象となり、不動産の評価額が一〇億円程度に上昇し、相続税も数億円になるとの見込から、原告A及び原告Cらも含めて相続税対策を検討することとなり、検討の結果、本件会社の

取締役でもあった税理士 I (平成七年六月二三日退任)が代表取締役である株式会社財産活用クリニックの紹介により本件株式を購入することとなった(甲三、乙二九、三〇)。

九、三〇)。 (二) 亡 E は、平成四年一二月二二日、シティバンク・エヌ・エイ東京支店(以下「シティバンク」という。)から三億五〇〇〇万円の融資を受け(以下、右融資による亡 E の借入金を「本件借入金」という。)、これを平成四年一二月二四日に設立した有限会社 J (設立時の資本の総額は三二〇万円(出資一口の金額五万円)、事業の目的は、有価証券の保有・運用・投資及び不動産賃貸業等であり、亡臣が代表取締役に就任した。以下「J」という。)の資本金三二〇万円及び資本準備金三億四六八〇万円の払込みに当てた(乙三一ないし三八)。

(三) 亡Eは、平成四年一二月二五日、本件会社の増資の引受けにより、本件会社から本件株式一〇三〇株を代金一七五四万九一四〇円(一株当たり一万七〇三八円)で取得した。右代金は、平成四年一二月二二日、シティバンクの同人の当座貸

越金から本件会社に送金された(乙三三)。

右増資に当たり、本件会社は、平成四年一二月二五日、普通株式四五万三九六〇株及び劣後株式六〇万株を発行し、資本金を一億九二三五万八三五〇円から三億〇一八〇万一三五〇円にする増資を行った(乙九)。なお、右劣後株式六〇万株は、すべてヤムヤーゼが引き受けた。

(四) さらに、亡Eは、平成五年一月一四日、本件会社の増資の引受けにより、その所有するJの出資六四口全部を本件会社に現物出資して、本件株式一万九五六九株を取得した(取得価額三億三三〇八万六〇一六円、一株当たり一万七〇二一円)。

右増資に当たり、本件会社は、平成五年一月一四日、普通株式一万九五六九株を発行し、資本金を三億〇一八〇万一三五〇円から三億〇二七七万九八〇〇円にする増資を行った(乙一〇)。

でなお、平成六年九月九日に日に提出された「株式等の譲渡内容についてのお尋ね兼計算書(申告分離課税用)」(乙四三)によると、亡Eが行ったJの出資六四口の現物出資について、現物出資のときにおける本件株式一万九五六九株の時価は、三億三三〇八万六〇一六円と計算されており、これを本件株式の株数一万九五六九で除して得られる本件株式の一株当たりの価額は、一万七〇二一円である。

(五) 平成五年一〇月一九日、亡巨が死亡し、同人が所有していた本件株式二万〇五九九株については、亡巨の実子(二男)である原告Aが三二九六株を、亡巨の養子で原告Aの妻である原告Cが六一八株を、亡巨の養子で原告Aの妻である原告Cが六一八株を、亡巨の養子で原告Aとな告Cの実子である原告Bが一万六六八五株を、それぞれ相続により取得した。なお、本件相続開始時点における亡巨のシティバンクからの借入金の残高は、証書借入が三億五〇〇〇万円、当座貸越が五二三三万三四一五円であり、合わせて四億〇二三三万三四一五円であったが、これについては、証書借入五六〇〇万円及び当座貸越八三七万三三五〇円を原告Aが、証書借入二億八三五〇万円及び当座貸越四二三九万〇〇六五円を原告Bが、証書借入一〇五〇万円及び当座貸越一五七万円を原告Cが承継した。

(六) 原告らは、被相続人亡Eの平成五年一〇月一九日相続開始に係る相続により取得した本件会社の本件株式合計二万〇五九九株の価額を評価するに当たり、評価基本通達一八八、一八八—二に定められた配当還元方式により一株当たり二〇八円と評価し、相続税の申告書を法定期限内に提出した。

(七) 平成六年五月二日、本件会社は、J(平成六年四月五日に有限会社から株式会社に組織変更し、本店を東京都千代田区に移転)を含む六社との間において、合併契約を締結し、平成六年八月一日、Jは、右合併契約に基づき本件会社に吸収合併された(乙二〇、四四)。

(八) 平成七年一月五日、原告Aは本件株式三二九六株を代金五八二六万九九八四円で、原告Bは本件株式一万五六五五株を代金二億七六七六万四七四五円で、原告Cは本件株式六一八株を代金一〇九二万五六二二円で、それぞれヤムヤーゼに売 却した(乙四五ないし四七)。

なお、右売却に当たっての一株当たりの代金はいずれも一万七六七九円であっ た。

- (九) 原告Dを除く原告らは、同日、本件相続により承継した本件借入金三億五〇〇〇万円を右売却代金及びシティバンクの当座貸越口座からの引落しにより完済 した。その結果、同旦現在の原告Dを除く原告らの当座貸越残高は、原告Aが一一 ニー万二九六○円、原告Cが一六七万六八一一円、原告Bが四七二八万五二七五円 であった(乙四八)
- 原告らの本件相続開始に係る相続税の課税の経緯は、別紙課税の経緯の (-0)とおりであるが、被告は、平成八年四月二六日付けで、原告らの本件相続税の更正 処分及び過少申告加算税の賦課決定(本件各処分)をした。

これに対し、原告らは、本件各

処分を不服として、平成八年六月二五日、被告に対し異議申立てをしたが、被告は、同年九月二日付けでいずれも棄却の異議決定をした。

さらに、原告らは、右決定を不服として、同年一〇月二日、国税不服審判所長に 審査請求をしたが、同所長は、平成一〇年一月二六日付けで棄却の裁決をし、同裁 決書謄本はそのころ原告らに送達された。

被告が行った本件各処分の根拠

被告が主張する本件相続に係る本件各処分の根拠は別表一ないし四のとおりであ るが、その内訳は以下のとおりである。なお、本件各処分の根拠の中、争いがある のは、本件株式の評価額の点のみであり、その余の点については当事者間に争いが ない。

(-)原告らに対する各更正の根拠

(1) 原告らに対する課税価格の合計額

原告らが相続により取得した財産の価額は、原告ら各自につき別表一の①ないし ⑤、その合計額は⑥記載のとおりであり、債務等の額は同表の⑦ないし⑪、その合計額は⑫記載のとおりであって、原告らの差引純資産価額は同表の⑬のとおりであるが、原告らが亡臣から死亡の三年以内に贈与を受けた財産はないので、国税通則 法一一八条一項を適用し一〇〇〇円未満の端数を切り捨てた原告らの各人ごとの課 税価格を算出し(原告Aにつきー億〇二二九万五〇〇〇円、原告Dにつき三八六一 万円、原告Bにつき七億六八二八万四〇〇〇円、原告Cにつき一七九八万三〇〇〇 円)、これらを合算した合計九億二七一七万二〇〇〇円を課税価格の合計額とし た。

納付すべき相続税額

右課税価格の合計九億二七一七万二〇〇〇円から法一五条に従い、遺産に係る基 使控除として四八〇〇万円に九五〇万円に本件の法定相続人の数五 (養子について は一人に限る。)を乗じて算出した四七五〇万円を合算した九五五〇万円を控除し て、課税遺産総額八億三一六七万二〇〇〇円を求め、これに原告らの各法定相続分 を乗じて、法定相続分に応ずる取得金額を算定し、右金額につき、法十六条所定の 率を適用してそれぞれ算出した額を合計して相続税の総額二億七四〇〇万一五〇〇 円を求めた。

ところで、原告Aは租税特別措置法(平成七年法律第五五号による改正前のも の。以下「措置法」という。)七〇条の六第一項の適用を受ける農業相続人である ことから、別表二のとおり、納税猶予の適用の対象となる別表二付表に記載の農地 の価額を農業投資価格として計算した課税価格の合計額に基づく相続 税の総額二億五四二八万〇二〇〇円を求め、措置法七〇条の六に従い、各原告につ き次のとおり納付すべき相続税額を求めた。

まず、原告Aの納付すべき税額は、(1)通常の評価による相続税の総額二億七四〇〇万一五〇〇円から農業投資価格による相続税の総額二億五四二八万〇二〇〇 円を控除した一九七二万一三〇〇円と、(2)農業投資価格による相続税の総額二億五四二八万〇二〇〇円に、原告Aの農業投資価格による課税価格が同課税価格の 合計額のうちに占める割合を乗じて算出した一六八三万一一六九円とを合算して求 めた三六五五万二四〇〇円となる。

その他の原告の納付すべき相続税額は、農業投資価格による相続税の総額二億五 四二八万〇二〇〇円に、農業投資価格による課税価格の合計額のうちに各人の同課 税価格がしめる割合を乗じて算出した額であり、原告Dが一一一万四二〇〇円、原告Bが二億二一一五万八一〇〇円、原告Cが五一七万六五〇〇円である(国税通 則法一一九条一項の規定により一〇〇円未満の端数金額は切り捨て。)。

本件賦課決定処分の根拠

原告Aにつき二三九万〇五〇〇円

右金額は、通則法六五条一項の規定により、原告が本件更正処分によって新たに 納付すべきこととなった相続税額(通則法一一八条三項の規定により一万円未満の 端数を切り捨て。)である二一〇五万円に一〇〇分の一〇の割合を乗じて算出した 金額二一〇万五〇〇〇円及び通則法六五条二項の規定により、原告が本件各更正処 分によって新たに納付すべきこととなった相続税額のうち一五三三万八八〇〇円を 超える部分に相当する金額(通則法一一八条三項の規定により一万円未満の端数を 切り捨て。)である五七一万円に一〇〇分の五の割合を乗じて算出した金額二八万 五五〇〇円とを合計した金額である。 (2) 原告Dにつき三〇万三〇〇〇円

右金額は、通則法六五条一項の規定により、原告が本件更正処分によって新たに納付すべきこととなった相続税額(通則法一一八条三項の規定により一万円未満の 端数を切り捨て。)である三〇三万円に一〇〇分の一〇の割合を乗じて算出した金 額である。

原告Bにつきーー九四万九〇〇〇円 (3)

右金額は、通則法六五条一項の規定により、原告が本件更正処分によって新たに納付すべきこととなった相続税額(通則法一一八条三項の規定により一万円未満の

端数を切り捨て。)である一億一四六八万円に一〇〇分の一〇の割合を乗じて算出した金額一一四六万八〇〇〇円及び通則法六五条二項の規定により、原告が本件各更正処分によって新たに納付すべきこととなった相 続税額のうち一億〇五〇六万二八〇〇円を超える部分に相当する金額(通則法-八条三項の規定により一万円未満の端数を切り捨て。)である九六二万円に一〇〇 分の五の割合を乗じて算出した金額四八万一〇〇〇円とを合計した金額である。

原告Cにつき二九万五五〇〇円

右金額は、通則法六五条一項の規定により、原告が本件更正処分によって新たに 納付すべきこととなった相続税額(通則法一一八条三項の規定により一万円未満の 端数を切り捨て。)である二七四万円に一〇〇分の一〇の割合を乗じて算出した金 額二七万四〇〇〇円及び通則法六五条二項の規定により、原告が本件各更正処分に よって新たに納付すべきこととなった相続税額のうち二三〇万九〇〇〇円を超える 部分に相当する金額(通則法一一八条三項の規定により一万円未満の端数を切り捨 て。)である四三万円に一〇〇分の五の割合を乗じて算出した金額二万一五〇〇円 とを合計した金額である。

三 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件株式の価格を評価基本通達一八八—二に定める配当還元方 式によらないで、時価純資産価額方式により評価することの適否、②本件各処分の 合憲性である。

- 本件株式の価格を評価基本通達一八八―二に定める配当還元方式によらない で、時価純資産価額方式により評価することの適否
- (-)被告の主張

法二二条にいう「時価」とは、相続開始時における当該財産の客観的な交 換価値であるとされるが、相続税及び贈与税の対象となる財産は多種多様であり、 全ての財産の客観的な交換価値が必ずしも一義的に確定されるものではないから、 納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から、国税庁では、相 続税及び贈与税における財産の価額について評価基本通達により各財産の評価方法 を具体的に定めている。

ところで、通達は法規としての性格を有しないが、評価基本通達に定めらた評価方式が合理的なものである限り、租税平等主義という観点から、特定の納税者あるいは特定の相続財産又は贈与財産についてのみ、評価基本通達に定める評価方法以 外の方法によって評価を行うことは許されない。

しかし、評価基本通達に定められた評価方式によるべきとの趣旨が右のようなも のであることからすれば、評価基本通達に定める評価方式を画一的に適用するとい う形式的な平等を貫くことによって、かえって、実質的な租税負担の公平を著しく 害することが明らかである等の特別な事情がある場合には、別の評価方式によるこ とが許される。

- (2) 配当還元方式は、取引相場のない株式のうち同族株主以外の株主等が取得した株式について、株式が上場されるか否か及び会社経営等について少数株主又は零細株主の意向がほとんど考慮されないこと、会社の経営内容、事業等の状況が少数株主又は零細株主の所有する株式の価額に反映されないこと等から、右株式を所有することによる経済的実益が配当金の取得にある点を考慮して認められた特例的評価方式である。
- (3) しかるところ、以下のとおり、亡日が本件株式を取得したのは、経済的合理性のない不自然な取引によってであり、本件株式を配当還元方式で評価することによって相続税を軽減することを意図したものであると認められ、評価基本通達を形式的に適用すると、そのような方法を採らなかった者との間で実質的な平等を欠き、評価基本通達によるべきでない特別な事情が存在する。ア 本件株式に関するスキームの目的及び経済的不合理性

以下の事情からすると、本件株式に関するスキームは、もっぱら、出資者の相続 税及び贈与税の負担の回避のみを目的としたものであり、そのほかに何ら経済的合 理性を有しないものであることは明らかである。

- ① 本件株式に関するスキームは、本件会社がヤムヤーゼに劣後株式を発行することにより、出資者の有する株式を常に配当還元方式で評価することができるよう株式数が調整されていたこと、これにより相続税及び贈与税の節税対策になるメリットがある旨出資者に説明されていたこと、パンフレットにより、本件株式の評価額が低くなること及び本件株式の売却希望者には、減資をしてでも必ず応じることが宣伝されていたこと、本件株式の売却には、取得の時と同様に、時価純資産価額をもって応じることが出資者に説明されていたことから、出資者の所有する本件株式が常に配当還元方式により低く評価される状態を作り出すことにより出資者の相続税及び贈与税の負担を軽減し、その後に、必ず、本件株式の取得に当てられた金員を出資者が回収できるという仕組みであった。
- ② 本件会社では、借入金により本件株式を購入しようとする出資者が担保を必要

する場合には、同社の財産の中、短期に現金化をすることが可能な財産の一部を右担保に提供していたこと、本件株式の売却希望者には減資をしてでも必ず応じるとしていたため、株主の投資額の八〇パーセント以上を事実上元本の回収が確実な定期預金や国債等に投資していたことから、同社は、新株を発行して調達した資金をその事業活動の為に使用できないという状態にあった。

③ 本件株式については、本件以外にも同種の事案が多数存在し、本件会社が、本件株式の取得により相続税又は贈与税の負担が軽減されるというスキームを宣伝することにより、同社への出資を広く呼びかけていたものであると考えられる。 イ 原告らの行為の目的及び経済的不合理性

以下の事情からすると、亡Eが本件株式を取得したのは、原告らの相続税の負担が軽減されることを期待したからに他ならない。

- ① 原告らは、本件株式の取得にはキャピタルゲインを得るという「投資」目的もあると主張するが、本件株式を相続した原告らは、キャピタルゲインを得ないまま、右株式の約九五パーセントを相続開始から約一年三か月という短期間で売却している。
- ② 亡日が、本件株式を購入するためにシティバンクから借り入れた金員に対する支払利息は平成四年一二月分から平成五年一二月分までの約一年間で合計一九七一万五一九〇円と多額である一方、本件株式に係る配当金は、平成四年九月一日から平成五年三月三一日までの事業年度の事業報告書によると一株当たり三〇円であり、亡日の配当収入金は、年間に換算したとしても四九万四三七六円(配当金額六一万七九七〇円から配当金額に係る源泉徴収税額を控除した額)にすぎない。
- ③ 原告らは、本件株式の評価に配当還元方式を用いることにより、本件株式合計 二万〇五九九株を四二八万四五九二円と評価し、一方、その取得資金である本件借 入金等債務四億〇二三三万三四一五円を債務として控除しており、その差額三億九 八〇四万八八二三円が積極財産から控除され、別表五のとおり、一億円以上の相続 税が軽減されたことになる。
- ④ Hも陳述書(甲七の 1)において「資産家は相続税の見通しが付かない過重な 負担の軽減を図る必要性がございました。このため節税を行う事は十分な経済的合 理性があったと考えます」と述べている。

ウ 本件株式の時価との乖離

亡日は、本件株式を一株当たり一万七〇二一円及び一万七〇三八円で取得してお

り、原告らは、その後その大部分を一株当たり一万七六七九円で売却しているにもかかわらず、配当還元方式により一株当たり二〇八円と評価している。しかし、この間に本件株式が急落し急騰した事情もなく、原告らが主張する配当還元方式による本件株式の評価額が法二二条の「時価」を反映するものではないことは明らかである。

④本件株式の「時価」

イ 本件についても、まず、平成四年一二月二五日に亡日が本件会社から増資の引受けにより本件株式を取得しているが、その際の同株式の一株当たりの価額は、平成四年一一月末現在の一株当たりの時価純資産価額一万七〇三八円であり、平成五年一月一四日に亡日が現物出資により本件株式を取得した際の同株式の一株当たりの価額は、平成四年一二月末現在の一株当たりの時価純資産価額一万七〇二一円であった。

なお、平成七年一月五日に、原告ら(原告Dを除く。)が本件株式をヤムヤーゼに売却した際の同株式の一株当たりの価額は、平成六年一二月末現在の一株当たりの時価純資産価額一万七二三三円を上回る金額であった。

ウ 本件会社が右アにつき出資者に説明していたこと及び同社が時価純資産価額を毎月出資者に報告していたことから、本件会社も出資者も、共に、本件株式の時価純資産価額をその取引価額と認識していたものと推認できる。

また、本件会社は、公募等により同社への出資を広く呼びかけていたと考えられることから、本件株式の時価純資産価額は、特定の出資者に対してだけ成立するものではなく、同社に出資しようとする 者すべてに適用される一般的な価額である。

(二) 原告らの主張

(1) 本件株式は、取引相場が無く、評価基本通達一八八、一八八—二に定める配当還元方式によって評価される株式に該当する。したがって、右配当還元方式に基づき本件株式は一株当たり二〇八円と評価されるため、原告らは、原告らの取得した本件株式の評価額に基づき別紙課税の経緯の申告の欄記載のとおり申告を行ったものである。

ところが、被告は、本件株式の価額を亡Eの取得価額と同額であると評価して本件更正を行ったものであり、右更正は評価基本通達に違反した違法な処分である。 (2) 本件会社の設立趣旨、事業活動の経済的合理性

本件会社は、ベンチャー企業の持つ優良な技術等そのものを引当てとして積極的に融資してその株式等を取得し、その企業が上場することによるキャピタルゲインによる利得を期待するという、ハイリスク・ハイリターン方式の会社経営を行い、それに出資を募るという基本的なスキームを持つものである。亡E及び原告らは、そのような説明を納得し、ベンチャー企業育成の社会的意義を基礎として、キャピタルゲインを得るという「投資」と共に「相続税節税効果」のある方法として本件株式を取得したものであり、経済的合理性を有する取引である。

本件会社において株主の投資額の八〇パーセント以上が、定期預金等であったのは、本件会社が設立して間もない会社であり、投資額全部についてその安全かつ確実な投資対象が選別・選定し得なかったことによるものであって、大半を流動資産としておくとの方針ではなかった。

また、新株発行は事業活動に必要な資金を調達する目的で行われたものであり、現に投資対象企業への投資もされている。

(3) 本件株式の売却希望者への対応

本件株式の売却希望者への対応は、原則的には第三者への買取りの斡旋を行い、 売却実現による回収方法であり、例外的に減資による回収が行われたにすぎない。 また、時価純資産価額による買取りが確実であるとの説明はなく、変動による危

険があるとの説明があった。 さらに、本件株式が常に配当還元方式により出資額と比較して低額に評価される ことは確実ではなく、右状態が確実であるとの説明はなかった。

加えて、必ず回収できるとの説明はなく、リスクの説明がされていた。現に原告 らは一部回収できていない。

本件株式の「時価」

原告らとヤムヤーゼと

の間の本件株式の売買は、従来からの縁故に基づいてなされたものであり、一般的 な市場性を反映したものではなく、時価(実勢価格)を算定するための取引事例と して評価されるものではない。なぜなら、この売買価格は、解散価格(つまりPB R)を基礎としたものであって、相続税の株式評価の視点から比較しても、約四〇 パーセント増しの高額な価格であるから、この売買価格をもって「時価」と見なす ことはできないからである。

## 本件各処分の合憲性について

原告らの主張

(1) 亡E及び原告らは、優良な投資対象としてのキャピタルゲインと相続税節 税効果を期待して本件株式を取得したものであり、これは自由で合法的な資産形成活動に他ならない。しかるに、本件各処分は、原告らの右資産形成活動を脱税とみ なし、本件株式を実質的には預け金その他の単なる金銭債権と同視し他の同様の会 社の株式の評価基準と区別するものであり、租税法律主義を定めた憲法三〇条、適 正手続を保障した同法一三条及び三一条、並びに、法令の制定及び適用の平等を定 めた同法一四条に反する。

(2) 現行の相続税制度は、二、三回相続がなされれば、高額の遺産はほとんど 消滅してしまうほどの極度の累進課税制度であり、これは、実質的には財産所有及

び相続自体を否定し、特に高額相続を悪とする共産主義思想の発現である。

相続権は、財産権の態様の一つであって、相続される財産が高額であるか低額で あるかに関係なく、平等に保護されなければならない。ところが、累進課税制度を 採用している現行の相続税法は、高額相続を低額相続と差別し、高額相続に極度の税額を賦課するものであり、これは、明らかに憲法一三条、財産権の保障を定めた同法二九条及び法の下の平等を定めた同法一四条に違反している。

このような、違憲である相続税法の累進課税税率を前提とする本件各処分も違法 である。

「資産税」として固 土地の所有者は、土地を所有しているという理由で、 (3) 定資産税及び土地保有税等を負担しているのであって、相続が包括承継であること から土地を相続したことを理由として相続税を課すことは二重課税である。

被告の主張  $(\underline{-})$ 

評価基本通達に定める評価方式を画一的に適用するという形式的平等を貫 くことによってかえって実質的な租税負担の衡平を著しく害することが明らかであ る等の特別な事情がある場合は、別の評価方式によるこ

とが許されると解されるところ、本件株式については、右特別な事情が存在する。 そして、本件株式は、公募等により同社への出資を広く呼びかけ、同社に出資し ようとする者すべてに適用される価額として、同社も出資者も、共に、本件株式の 時価純資産価額をその取引価額として認識していたのである。また、実際にも時価純資産価額を元に取得・売却していることを合わせ考えると、本件株式の客観的交換価値としての「時価」は、時価純資産価額であるというべきでる。

- 納税者の担税力を直接の基準として課される租税については通常累進税率 が用いられ、我が国においては担税力に応じた税負担の配分の要請にもっともよく 適合するとされている超過累進税率(課税標準を多数の段階に区分し、上の段階に 進むに従って、逓次に高率を適用するもの)を用いており、何ら憲法に違反するも のではない。
- (3) なお、原告らは、土地に対する課税につき、相続税及び贈与税と固定資産税及び土地保有税等が二重課税であるとの主張をかかげるが、相続税は、人の死亡 によって財産が移転するのを機会に、また、贈与税は、贈与によって財産が移転す るのを機会に課される租税であり、右財産の取得が取得者の担税力を増加させるこ とから課されるものである一方、固定資産税は、所有者の所有する土地家屋等の資 産価値に着目して課税される税、すなわち土地家屋等の固定資産の所有という事実 に担税力を認めて課されるものであり、課税の原因が異なっているのであるから、 二重課税という問題は生じない。同様に、特別土地保有税についても、相続税及び

贈与税との二重課税というような問題が生じないのは明らかである。 第三 当裁判所の判断

- 一本件株式の価格を評価基本通達一八八—二に定める配当還元方式によらないで 評価することの適否及び本件株式の「時価」
- 1 配当還元方式によらない評価の適否
- (一) 相続により取得した財産の価額は、特別の定があるものを除き、当該財産の取得のときにおける時価により評価されるが(法二二条)、右「時価」とは、相続開始時における当該財産の客観的な交換価値、すなわち、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格をいうと解すべきである。
- もっとも、全ての財産の客観的な交換価値が必ずしも一義的に確定されるものではないから、納税者間の公平
- 、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地に立って、合理性を有する評価方法により画一的に相続財産を評価することも、当該評価による価額が法二二条に規定する時価を超えない限り適法なものということができる。その反面、いったん画一的に適用すべき評価方法を定めた場合は、納税者間の公平及び納税者の信頼保護の見地から、評価基本通達に定める方法が合理性を有する場合には、評価基本通達によらないことが正当として是認され得るような特別な事情がある場合を除き、評価基本通達に基づき評価することが相当である。

しかしながら、評価基本通達に定められた評価方法によるべきとする趣旨が右のようなものであることからすれば、評価基本通達に定められた評価方式を形式的に適用するとかえって実質的な租税負担の公平を著しく害するなど、右評価方式によらないことが正当と是認される特別の事情がある場合には、他の合理的な方式により評価することが許されると解される。

(二) 本件株式のように取引相場のない株式の時価を評価するに当たっては、自由な取引を前提とする客観的な価格を直接に把握することが困難であるから、当該株式が化体する純資産価額、同種の株式の価額あるいは当該株式を保有することによって得ることができる経済的利益等の価格形成要素を勘案して、当該株式を処分した場合に実現されることが確実と見込まれる金額、すなわち、仮に自由な取引市場があった場合に実現されるであろう価額を合理的方法により算出すべきものと解される。

ところで、同族会社における「同族株主以外の株主等が取得した株式」については、当該同族株主以外の株主の持株割合が低い場合には、会社経営等について同族株主以外の株主の意向はほとんど反映されず、会社の経営内容、業績等の状況が同族株主以外の株主の有する株式の価額に反映されないことからして、この場合には、配当を受けることが株主の保有する権利の主たる要素となるということができる。したがって、これらの株主が株式を所有する経済的実益は、通常、配当金の取得にあることに着目して、そのような株式の時価を評価するための例外的な評価方式として評価基本通達が配当還元方式を用いることは合理性を有するものである。

(三) 本件の検討

(1) 前記第二、二前提事実を前提にさらに検討すると本件においては以下の事情が認められる。

ア 前記認定の本件株式に関するスキ

一ムは、本件会社がヤムヤーゼに劣後株式を発行することにより、出資者の有する株式を常に配当還元方式で評価することができるよう株式数が調整されていたこと、これにより相続税及び贈与税の節税対策になるメリットがある旨出資者に説明されていたこと、パンフレット等により本件株式の評価額が低くなること及び本件株式の売却希望者には、減資をしてでも必ず応じることが宣伝されていたこと、本件株式の売却には、取得の時と同様に、時価純資産価額をもって応じることが出資者に説明されていたことからすると、出資者の所有する本件株式が常に配当還元方式により低く評価される状態を作り出すことにより出資者の相続税及び贈与税の負担を軽減し、その後に、必ず、本件株式の取得に当てられた資金を出資者が回収できるという仕組みであった。

これらの点に関し、原告らは、本件株式の売却希望者への対応は、原則的には第三者への買取りの斡旋を行い、売却実現による回収方法であり、例外的に減資による回収が行われたにすぎないこと、時価純資産価額による買取りが確実であるとの説明はなく、変動による危険があるとの説明があったこと、本件株式が常に配当還元方式により出資額と比較して低額に評価されることは確実ではなく、右状態が確

実であるとの説明はなかったこと、必ず回収できるとの説明はなく、リスクの説明 がされていたこと、現に原告らは一部回収できていないことを主張する。確かに、 原告らは、本件株式の一部につき買取りにより資金を回収していないが、その割合 は本件株式全体の五パーセント程度にすぎず、またその理由もヤムヤーゼ等の資金 繰が苦しいためであり(甲五、六、乙二三の1)、また、その余の主張事実につい てはH作成の陳述書(甲七の1)及びIの証人尋問調書(甲五、六)中には原告ら の主張に沿う記載部分が存するが、右各記載部分は前記認定の事情に照らして容易 に措信しがたく、他に原告らの主張事実を認めるに足る証拠はないから、この点に 関する原告らの主張は採用できない。

イ 亡 Eが、本件株式を購入するためにシティバンクから借り入れた金員に対する 支払利息は平成四年一二月分から平成五年一二月分までの合計で一九七一万五一九 〇円と多額である一方、本件株式に係る配当金による収入は、亡 Eの場合、年間に 換算したとしても四九万四三七六円(配当金額六一万七九七〇円から配当金額に係 る源泉徴収税額を控

除した額)にすぎない(乙四九、争いのない事実)。 ウ 原告らは、本件株式の取得にはキャピタルゲインを得るという「投資」目的も あると主張するが、本件株式を相続した原告らは、キャピタルゲインを得ないま ま、右株式の約九五パーセントを相続開始から約一年三か月という短期間で売却し ている。

エ 本件会社では、借入金により本件株式を購入しようとする出資者が担保を必要 とする場合には、同社の財産の中、短期に現金化をすることが可能な財産の一部を 右担保に提供していたこと、本件株式の売却希望者には減資をしてでも必ず応じるとしていたため、株主の投資額の八〇パーセント以上を事実上元本の回収が確実な定期預金や国債等に投資していたことからすると、同社は、新株を発行して調達した資金をその事業活動の為に使用できないという状態にあった(乙二三の1)。

これらの事情を総合考慮すると、本件株式については、同族株主以外の株 主がその売却を希望する場合には、時価による価額の実現が極めて高い蓋然性で保 障されており、本件株式に対する配当の額と比較して本件株式を売却する場合に保 障される売却代金が著しく高額であることからすると、本件株式を保有する経済的 実益は、配当金の取得にあるのではなく、将来純資産価額相当額の売却金を取得す る点に主眼があると認められる。そうすると、同族株主以外の株主の保有する株式 の評価について配当還元方式を採用する評価基本通達の趣旨は、本件株式には当て はまらないというべきである。なお、甲八号証ないし四九号証には、本件会社がい わゆるベンチャーキャピタルとして活動している事実を裏付ける部分がみられる が、仮に同事実が認められるとしても、なんら前記認定の妨げとなるものではな い。

また、本件株式を配当還元方式で評価し、本件借入金等を相続債務として控除し た場合の相続税額は約一億三〇〇〇万円にすぎず、亡日が本件借入等をせず本件株式を購入しなかった場合の相続税額(本件更正における本件株式の評価額と本件借 入金の評価額が近似することからすると右金額は本件更正による相続税額に近似す ると考えられる。)と比較して悠に一億円以上の税額差が生じることからすれば、 形式的に評価基本通達を適用することによって、かえって実質的な公平を著しく欠 く結果になると認められる。

したがって、本件株式の評価に当たり、評価基本通達に従った配当還元方式を 用いないことは適法である。

## 本件株式の「時価」

前記のとおり、本件株式については、同族株主以外の株主がその売却を希望する 場合には、純資産価額による価額での買取りが高い蓋然性で保障されており、現 に、原告らも平成七年一月五日には、その所有していた本件株式の約九五パーセン トにつき、かかる価額が実現されていたのであるから、本件相続開始日である平成 五年一〇月一九日において、本件株式を処分した場合に実現されることが確実と見 込まれる金額は、同年前月末現在における本件株式につき純資産価額方式により計 算された金額である一株当たり一万七二〇五円(乙二八)であり、仮に自由な取引 市場があった場合には右価額が実現されるであろうことが認められる。

この点につき、原告らは、原告らとヤムヤーゼとの間の本件株式の売買は、従来 からの縁故に基づいてなされたものであり、一般的な市場性を反映したものではな 、時価(実勢価格)を算定するための取引事例として評価されるものではないと 主張するが、本件における原告らとヤムヤーゼの関係と同様の関係は、前記第二、

二2での認定によれば、事業承継コンサルタント協会の税理士等から紹介を受けた 出資希望者に対して一般的に成立し得たものであり、原告の主張は理由がない。ま た、原告らは、この売買価格は、解散価格を基礎としたものであって、相続税の株 式評価の視点から比較しても、約四〇パーセント増しの高額な価格であるから、 の売買価格をもつて「時価」と見なすことはできないとも主張するが、そもそも株 式は、一般に、会社資産に対する割合的持分としての性質を有し、会社の所有する 総資産価値の割合的支配権を表彰したものであり、株主は、株式を保有することに よって会社財産を間接的に保有するものであって、当該株式の理論的・客観的な価 値は、会社資産の価額を発行済株式数で除したものと考えられることからすると、 純資産価額をもって株式の評価額をとする方法は、基本的に合理性を有する評価方 法であると解されること、原告らは現実に右価額をその所有していた本件株式の大部分につき実現していることからして右原告の主張は採用できない。 本件各処分の合憲性

租税法律主義、平等原則違反について

原告らは、本件各処分が租税法律主義を定めた憲法三〇条、法令の制定及び適用 の平等を定めた同法一四条に反すると主張するが、憲法あるいは税法の要 求する平等原則も、合理的な理由があるときに法律の許容する範囲内で課税上異な った取扱いをすることまでを一切禁止したものとは解されず、本件においては、本 件株式の評価を評価基本通達の定める方法によらず、純資産価額方式によったこと について、前記のとおり、他の納税者との間での実質的な税負担の公平を図るとい う合理的な理由が存在しており、しかも、その評価方法も前記のとおり法二二条に 反するものとは解されないところであるから、このような取扱いは、租税法律主義、平等原則の観点からしても是認されるものである。

したがって、この点に関する原告らの主張は採用できない。 \_ 適正手続違反について

原告らは、評価基本通達によらない本件各処分が憲法一三条及び三一条の適正手 続の要請に反すると主張するが、憲法三一条に定める法定手続の保障の法意が本件各処分の手続に及ぶとしても、評価基本通達自体においてもその六で評価基本通達に従わずに評価される場合があることを明らかにしており、評価基本通達によらないための要件として前記のとおり、評価基本通達によらないことが正当として是認され得るような特別な事情を要求すると解する以上、その後の不服審査制度の存在をまたもせまえると、実法三一条の法章に与するとしておい、また、同様に実 をも合わせ考えると、憲法三一条の法意に反するとはいえない。また、同様に憲法 -三条に反するともいえないことは明らかである。

累進課税制度について

原告らは、累進課税制度が憲法二九条、一四条に反すると主張するが、まず、 法二九条は、財産権を基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至ったため、立法府に公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができるとしているもので、財産権に対して加えられる規制が憲法二九条二項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制を表する。 によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考慮して決すべき ものであると解されるところ、裁判所としては、立法府がした右比較考量に基づく 判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が右目的を達成 するための手段として必要性

若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理 的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、憲法二九条二項に違背するものとし てその効力を否定することができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、租税は、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加えて、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、相続税における累進課税も納税者の担税力を考慮して右租税の機能を有効に果 たすことを目的とすると解され、その立法目的はむしろ公共の福祉に合致している ことが明らかであるし、また、我が国においては、課税標準を多数の段階に区分 上の段階に進むに従って、逓次に高率を適用する方式が用いられており、右方 式は担税力に応じた税負担の配分の要請によく適合すると解されるから、右累進課 税の目的を達成するための手段としても必要かつ合理的なものということができ る。

したがって、かかる租税立法に関し、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超える ものとは認められない以上、累進課税が憲法二九条に違反するとの原告らの主張は 採用できない。

また、上記の累進課税制度の目的及び手段に鑑みれば、相続財産の価額により税 率に差が出る累進課税制度は合理的なものというべきであり、それ自体が憲法一四 条の平等原則に違反するといえない。

なお、原告らは、土地に対する課税につき、相続税及び贈与税と固定資産税及び 土地保有税等が二重課税であるとも主張するが、担税力の根拠及び課税の原因が異 なっているのであるから、二重課税という問題は生じないというべきである。 4 以上のとおり、本件各処分は、憲法に違反するものではない。

本件各処分の適法性について

## 更正について

以上のとおり、本件株式の時価を時価純資産価額方式によって評価した価額とす ることは相当というべきところ、本件課税時期における右評価は、課税時期の前月 の末日現在における時価純資産価額方式により計算された本件株式一株当たり価額 一万七二〇五円であると認められ、本件株式の時価も同額と認められる。

右により計算すると、原告らの課税価格及び納付すべき相続税額は、前記第二 14 (一)のとおりとなり、本件各更正処分にかかる課税価格及び納付すべき税額 は右の範囲内であるから適法である。

2 過少申告加算税賦課決定について

原告らは、本件相続に係る相

続税の申告の際、課税価格及び納付すべき税額を過少に申告していたものであり、 過少に申告したことについて国税通則法六五条四項に規定する正当な理由は認めら れない。

したがって、原告らに対しては、国税通則法六五条により過少申告加算税が賦課 されるところ、その税額は、前記第二、二4(二)のとおりとなり、本件各賦課決 定は、これと同額であるから、適法である。

第四 結論

以上のとおり、本件各処分は適法であり、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。 大阪地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官 三浦潤

裁判官 林俊之

栗原三緒 裁判官